

内閣衆質二〇九第三七号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之 殿

衆議院議員長妻昭君提出旧統一教会等と政府との関係に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出旧統一教会等と政府との関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「なんらかのかかわり」の範囲が必ずしも明らかではなく、かつ、関係する資料の保存期間が経過しているものもあること及び調査に膨大な作業を要することから、網羅的にお答えすることは困難であるが、御指摘の「かかわり」のうち、平成三十一年四月から令和四年三月までの間において、内閣府、宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十四条の表に掲げる委員会等、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）別表第一に掲げる省等並びに会計検査院（以下「府省等」という。）において、御指摘の「以下の団体」が主催する行事等に対する後援名義の使用許可若しくは府省の長の名を冠した賞（以下「大臣賞」という。）の交付許可を行った事例、又は大臣賞を御指摘の「以下の団体」に対して授与した事例は確認されなかった。また、各府省等において、所管する独立行政法人等及び日本銀行が、御指摘の「以下の団体」が主催する行事等に対する後援名義の使用許可を行った事例は把握していない。

二について

お尋ねは、各国务大臣、各副大臣及び各大臣政務官個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。